

福井県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱

(目的)

第1条 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第4条第1項第10号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者(以下「指定講習事業者」という。)の指定については、「介護保険法施行規則」(平成11年省令第36号)、「介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(平成18年厚生労働省告示第269号)および「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日老振発第0331011号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(指定要件)

第2条 指定講習事業者の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 法人(法人格を有しない団体であつて、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む。)であること。
- (2) 福祉用具専門相談員指定講習(以下「講習」という。)に係る業務を適正に履行できると認められること。
- (3) 講習事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力および事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (4) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 受講対象者の募集については、指定を受けた後、講習実施前に適切な期間をおいて公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集することがないこと。
- (6) 講習が、継続的に年1回以上、別紙1に定めるカリキュラムの内容に従って開催されること。
- (7) 全科目の修了時に、別紙1に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。なお、修了評価は筆記の方法により1時間程度とし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含まないものとする。また、「到達目標」に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、「到達目標」に達するよう努めること。
- (8) 講師が実際に講義を行う講習であること。
- (9) 講師に関しては、別紙2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること。
- (10) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
 - ① 開講目的
 - ② 講習の名称

- ③ 事業所所在地
 - ④ 講習期間
 - ⑤ 講習課程
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 修了評価の実施方法
 - ⑧ 講習修了の認定方法および欠席した場合の取扱い
 - ⑨ 年間の開講時期
 - ⑩ 受講手続き
 - ⑪ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
- (11) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

（指定手続き）

第3条 指定講習事業者の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する3か月前までに、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。

- (1) 講習課程
 - (2) 運営規程
 - (3) 定款、寄付行為その他組織としての規約等
 - (4) 申請者が法人の場合、登記事項証明書等
 - (5) 講師の氏名、担当科目および専任または兼任の別（様式2）
 - (6) 講師の履歴（様式3）
 - (7) 講師の保有する資格等の証明書
 - (8) 講師の承諾書（様式4）
 - (9) 申請日を含む年度における収支予算書およびその次年度における財政計画書
 - (10) 申請者の前年度決算書
 - (11) 申請日を含む年度における日程および場所を記載した事業計画表および講習ごとの時間割表（様式5）
 - (12) 受講料等の設定方法
 - (13) 募集案内等受講希望者に提示する書類
 - (14) 申請者の概要
- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、前条に定める要件を満たすと認められる者を指定講習事業者として指定するものとする。
- 3 前項に定める指定の有効期間は、指定の取消しまたは事業廃止を行わない限りにおいて3年間とし、最初の指定については、指定日の次の4月1日から3年間とする。
- 4 知事は、前項の規定により指定講習事業者として指定することを決定した場合には、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定通知書（様式6）を、指定を行わない場合には福祉用具専門相談員指定講習事業者不指定通知書（様式7）

を申請者に交付するものとする。

(指定の更新申請)

第4条 指定講習事業者が、前条第3項に定める期間を満了した後も継続して指定を受けようとするときは、期間が満了する4か月前までに福祉用具専門相談員指定講習事業者指定更新申請書(様式8)に次に掲げる書類を添付して、知事に申請するものとする。

- (1) 運営規程
- (2) 申請者の過去2年間の決算書
- (3) 申請日を含む年度の次年度に係る収支予算書
- (4) 過去2年間の事業実施状況(実績)一覧

(変更の届出)

第5条 指定講習事業者は、申請者に関する事項および第3条第1項第1号から第5号ならびに第11号、第12号に掲げる事項に変更があった場合は、福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届出書(様式9)に変更に係る関係書類を添付して、変更後10日以内に知事に申請するものとする。

(休廃止および再開の届出)

第6条 指定講習事業者は、講習事業を休廃止したときは福祉用具専門相談員指定講習事業者休廃止届出書(様式10)により、再開したときは福祉用具専門相談員指定講習事業者再開届出書(様式11)により、10日以内に知事に届けるものとする。

- 2 指定講習事業者は、事業廃止年度中に指定講習を実施しているときは、事業廃止のときから2か月以内に第9条に定める事業報告を行うものとする。

(修了者名簿の提出)

第7条 指定講習事業者は、毎事業年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した修了者名簿を知事へ提出すること。

- (1) 福祉用具専門相談員の氏名および生年月日
- (2) 修了年月日
- (3) 修了証明書の番号

(事業計画)

第8条 指定講習事業者は、毎年度初回の講習の募集を開始する1か月前までに福祉用具専門相談員指定講習事業計画書(様式12)に次の書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 前年度の計画との変更点およびその理由
- (2) 講師の氏名、担当科目および専任または兼任の別(様式2)
- (3) 講師の履歴(様式3)

- (4) 講師の保有する資格等の証明書
 - (5) 講師の承諾書（様式4）
 - (6) 当該年度の講習に係る日程および場所を記載した事業計画表および講習ごとの時間割表（様式5）
 - (7) 募集案内等受講希望者に提示する書類
- 2 指定講習事業者は、前項各号に定める事項に変更があったときは、速やかに知事に届け出るものとする。
- 3 指定講習事業者は、第1項各号に定める事項について、やむを得ない事情により緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で知事に届け出、知事の指示に従うものとする。なお、やむを得ない事情により講師を変更するときは、当該科目の担当として届け出られている講師以外の者に変更することは認めないものとする。

（事業報告）

第9条 指定講習事業者は、事業年度終了後2か月以内に、福祉用具専門相談員指定講習実績報告書（様式13）に次の書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 時間割表
- (2) 担当講師一覧
- (3) 収支決算書
- (4) 修了者名簿

（修了証明書の交付）

第10条 指定講習事業者は、講習修了者に対し修了証明書（様式14）および携帯修了証明書（様式15）を交付するものとする。

（調査等）

第11条 知事は、指定講習事業者に対し、必要に応じて書類の提出を求め、状況を聴取し、または必要な調査を行うことができる。

（指示）

第12条 知事は、講習事業の実施に関し必要があると認める場合、指定講習事業者に対し、その講習内容の変更その他必要な指示を行うものとする。

（情報提供等）

第13条 指定講習事業者は、知事から講習事業に係る資料提供の指示または照会があったときは、速やかに応じるものとする。

（秘密の保持）

第14条 指定講習事業者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持につ

いて、十分な措置を行うものとする。

(講習事業に係る留意事項)

第 15 条 指定講習事業者は、講習事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 1 の講習について 3 名以上の講師で担当すること。
- (2) 実習を担当する講師については、講師 1 名につき、受講生が概ね 50 名を超えない程度の割合で担当すること。
- (3) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備を行うこと。
- (4) 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うこと。
 - ①一定の有資格者については、講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として勤務することが可能であること。
 - ②受講料等受講に際し必要な費用の額および支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
 - ③その他、講習の内容に関する重要事項
- (5) 講習を実施するに当たっては、次の方法により、受講申込受付時または初回の講義時に講習受講者の本人確認を行うとともに、写し等確認したことが分かる書類を適切に保管すること。
 - ①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の写しの提出
 - ②住民基本台帳カードの提示
 - ③在留カードの提示
 - ④健康保険証の提示
 - ⑤運転免許証の提示
 - ⑥パスポートの提示
 - ⑦年金手帳の提示
 - ⑧国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示
- (6) 講習事業に係る書類は、適切に保管すること。

(指定の取消し)

第 16 条 知事は、指定講習事業者が次に掲げる事項に該当するときは、指定講習事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定講習事業者が、第 2 条に定める指定要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 指定講習事業者が、この要綱に定める内容に違反し、または適合しなくなったとき。
 - (3) 指定講習事業者が、虚偽の申請を行ったとき。
 - (4) 指定講習事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定の取消しを命じたときは、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定取消通知書(様式 16)を当該指定講習事業者に交

付するものとする。

附 則

この要綱は平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年11月27日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日に施行する。

(別紙1)

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

教科	目的	到達目標	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
福祉用具の役割 (1時間)	<ul style="list-style-type: none">福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none">福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて概説できる。福祉用具の種類を概説できる。高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。	<ul style="list-style-type: none">○福祉用具の定義と種類<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類○福祉用具の役割<ul style="list-style-type: none">・利用者の日常生活動作（ADL）等の改善・介護負担の軽減○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	<ul style="list-style-type: none">介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解する。福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。	<ul style="list-style-type: none">福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、仕事をする上での留意点を列挙できる。	<ul style="list-style-type: none">○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割○福祉用具専門相談員の仕事内容<ul style="list-style-type: none">・福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等）○職業倫理<ul style="list-style-type: none">・福祉用具専門相談員の倫理（法令遵守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等）
2 介護保険制度に関する基礎知識			
介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none">介護保険制度の目的と、基本的な仕組みを理解する。地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談	<ul style="list-style-type: none">介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。地域包括ケアの理念を概説できる。地域包括ケアの構成要素と、支え	<ul style="list-style-type: none">○介護保険制度等の目的と仕組み<ul style="list-style-type: none">・介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等）・介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等）・介護サービスの種類と内容・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要○地域包括ケアの考え方

	<p>員はその担い手の一員であることを自覚する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。 	<p>る主体を列挙できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの理念（住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等） ・構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と多様な考え方（自助・互助・共助・公助） ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割
<p>介護サービスにおける視点（2時間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するにあたって基本となる視点を身に付ける。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点を列挙できる。 ・ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権と尊厳の保持 ・プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ（QOL） ○ケアマネジメントの考え方 ・ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ケアマネジメントの手順（アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング） ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方 ・多職種連携の目的と手法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具体例）
<p>3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識</p>			
<p>からだところの理解（6時間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・身体機能の変化の特徴（筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等） ・心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不適応等） ○認知症の理解と対応 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応

<p>リハビリテーション (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
<p>高齢者の日常生活の理解 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を身に付ける。 ・基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活について ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方 ・基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) ・日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
<p>介護技術 (4時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。 ・各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活動作(ADL)における基本的な介護技術 ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具

<p>住環境と住宅改修 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの課題を列挙できる。 ・住環境の整備のポイントを列挙できる。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の住まい ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 ○住環境の整備 ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント（トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等） ○介護保険制度における住宅改修 ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
<p>4 個別の福祉用具に関する知識・技術</p>			
<p>福祉用具の特徴 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 ・基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 ・基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事、更衣、整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びその他の福祉用具 ○基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴
<p>福祉用具の活用 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の基本的な選定・適合技術を習得する。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を習得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各福祉用具の選定・適合技術 ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 ・福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点（誤った使用方法や重大事故の例示を含む） ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
<p>5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識</p>			
<p>福祉用具の供給の仕組み (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の供給の流れと各段階の内容を列挙できる。 ・福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の供給の流れ ・福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ ・介護保険法における福祉用具貸与事業の内容 ○福祉用具の整備方法 ・消毒、保守点検等

<p>福祉用具貸与計画等の意義と活用 (5時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 モニタリングの意義や方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。 福祉用具貸与計画等の活用のポイントを列挙できる。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を概説できる。 モニタリングの意義や方法を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具による支援の手順の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等 ・状態像に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等） ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の意義・目的（サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント） ○福祉用具貸与計画等の記載内容 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由その他関係者間で共有すべき情報 ○福祉用具貸与計画等の活用方法 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、家族や多職種との情報共有とチームアプローチ ○モニタリングの意義と方法 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義、目的 ・モニタリング時の目標達成度の評価・計画変更
<p>6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習</p>			
<p>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成 (5時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事例を通じて、福祉用具による支援の手順の具体的なイメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用技術を習得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順を列挙できる。 福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事例演習 <ul style="list-style-type: none"> ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習 ・利用者、家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。

福祉用具専門相談員指定講習課程

区分	科 目	時間数
講義	1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
	(1) 福祉用具の役割	1
	(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
	2 介護保険制度等に関する基礎知識	
	(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	2
	(2) 介護サービスにおける視点	2
	3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
	(1) からだとこころの理解	6
	(2) リハビリテーション	2
	(3) 高齢者の日常生活の理解	2
	(4) 介護技術	4
	(5) 住環境と住宅改修	2
	4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
	(1) 福祉用具の特徴	8
演習	(2) 福祉用具の活用	8
講義	5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
	(1) 福祉用具の供給の仕組み	2
	(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
演習	6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計	50時間	

※上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施

(別紙2)

専門相談員指定講習講師要件表

科目	講師の要件
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤含む) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
2 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士
(2) 介護サービスにおける視点	⑧介護支援専門員 ⑨大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤含む) ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤含む) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

<p>(2) リハビリテーション</p>	<p>①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤含む) ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>(3) 高齢者の日常生活の理解</p>	<p>①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員</p>
<p>(4) 介護技術</p>	<p>⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤含む) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>(5) 住環境と住宅改修</p>	<p>①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤含む) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>4 個別の福祉用具に関する知識・技術</p>	
<p>(1) 福祉用具の特徴</p>	<p>①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員</p>
<p>(2) 福祉用具の活用</p>	<p>⑦公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 ⑨大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤含む) ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>

5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1) 福祉用具の供給の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	<ul style="list-style-type: none"> ⑦公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤含む） ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤含む） ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。